



*写真は撮影用に演出したものです。

自転車の危険な走行はやめましょう

安全安心生活課 ☎224-5721

～ 自転車安全利用5則～

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

自転車は道路交通法上、車両の一種(軽車両)です。「自転車だから大丈夫」。そんな気持ちが重大な事故につながります。右の「自転車安全利用5則」を守りましょう。

●「じてんしゃも止まれ」路面標示を設置しました



今年は市内で交通死亡事故が多発しています。死亡事故はないものの、自転車に関係する事故も多く、11月15日現在、1,144件発生しています。市では川越警察署と連携し、自転車の交通事故防止対策として、川越駅・本川越駅周辺を中心に「じてんしゃも止まれ」の路面標示を約450か所設置しました。ルールを守って安全運転をしましょう。

また、冬の交通事故防止運動を12月1日(木)から14日(木)まで実施します。詳しくは、この広報の4ページをご覧ください。

- 「社協だより」が折り込まれています。
- *25日発行の広報川越は、翌月の行事などをお知らせしています。
- 市内の放射線量測定結果(第二報)：2
測定結果と暫定目安を超えた地点の対応結果を報告します。
- 12月1日は市民の日：3
市内の公共施設が無料で利用できます。
- 12月は税金などの収納強化月間です：5
休日収納窓口の開設や収納窓口の延長を実施します。